

11月末から公式LINEに機能を追加しました！

8月26日から配信されている剣淵町公式LINEに、新たに下記の機能を追加しました。

1. LINEから予約できる施設が増えました！

町民センター、りんどう交流館に加えて、新たに「健康センター」「農業振興センター」の予約がLINEから行えるようになりました。

2. ごみ分別検索がより便利に！

ごみ分別検索ができなかった一部の品目を解消する改良を行いました。

3. ごみ収集日の通知がLINEで！

ごみを捨てる日の前日18時にLINEで収集日をお知らせします。

ごみの捨て忘れ防止に役立ちます。

今後の機能追加スケジュール

第2回目機能追加：令和7年2月（予定）

剣淵町からのお知らせや機能追加情報などは、公式LINEなどを通じて随時発信していきます。ぜひ、登録よろしくお願いします。



公式LINE
QRコード

お問い合わせ先
総務課企画財務広報グループ
☎26-9021(直通)

ふるさとのうた

短冊に拙き文字の文化祭

跳ね返る枝をなだめて冬構え

音立てて重なる落ち葉掃かれおり

庭にあるウサギのオブジェ冬に入る

信仰心の母とよくみた寺さくら



芳賀 星子

鈴木ゆき子

杉浦とし枝

大河 博子

梅基 文子

国民健康保険の届出は忘れずに！

職場の健康保険の資格を取得、喪失したことなどにより国民健康保険の資格を取得、喪失したときは、14日以内に届出をする必要があります。届出には、下記の手続に必要なもののほか、本人確認ができる書類（マイナンバーカードや運転免許証など）をお持ちください。

	国民健康保険に入るとき	国民健康保険から抜けるとき
こんなとき	・ 職場の健康保険をやめたとき ・ 健康保険の扶養からはずれたとき ・ 健康保険の任意継続期間が満了したとき など	・ 職場の健康保険に加入したとき ・ 健康保険の扶養になったとき など
手続きに必要なもの	・ 健康保険の「資格喪失証明書」 ・ マイナンバー（個人番号）が分かるもの	・ 健康保険の「資格取得証明書」又は加入した健康保険の「保険証」 ・ 「国民健康保険証」 ・ マイナンバー（個人番号）が分かるもの

◆ご注意ください◆

○マイナ保険証をお持ちの方も、国民健康保険への加入や脱退の手続は必要です！

◆まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、これまでどおりの医療が受けられます◆

今年の12月2日に現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。切り替えがまだお済みでない方も申請不要で保険診療は受けられますので、ご安心ください。

○マイナ保険証をお持ちでない方には、申請不要で資格確認書をお届けします。

○新たに後期高齢者になった方には、申請不要で資格確認書をお届けします。【令和7年7月末まで】

○マイナ保険証での受診が困難なご高齢の方や障がいをお持ちの方は、申請いただくことで資格確認書をお届けします。

お問い合わせ先 住民課戸籍年金医療グループ ☎26-9026（直通）